

国民健康保険料 算定方式の見直しについて

目 次

- 1 前回のまとめ
- 2 緩和措置の期間について
- 3 給与世帯のシミュレーション
- 4 年金世帯のシミュレーション
- 5 障害者・寡婦(夫)世帯のシミュレーション
- 6 仙台市の緩和措置まとめ

1 前回のまとめ

仙台市の緩和措置

対象者	内 容
非課税者	『所得』※からの減額＝『所得』× <u>減額割合</u>
課税者	『所得』からの減額 ＝(『所得』－課税標準額* × 2倍) × <u>減額割合</u> * 16歳未満の控除対象者 × 45万円、 16歳以上19歳未満の控除対象者 × 12万円を課税標準額からさらに控除
障害者・寡婦 (夫)が居る二 人以上の世帯	市県民税の障害者・寡婦(夫)控除額の5%を所得割額保険料から減額

※ 本資料中の『所得』とは、「旧ただし書き所得」を意味します。

「旧ただし書き所得」とは税法上の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた額となります。

2 緩和措置の期間について

- ・ 賦課方式の変更に伴う国民健康保険料の急激な変化を抑制し、円滑な移行を図るため、複数年の緩和措置を実施する。
- ・ 国民健康保険の保険者を都道府県に移行するという社会保障制度改革国民会議の提言や現在、国で検討しているプログラム法案を踏まえ、移行までの間、経過措置の年限を設定する。

(2) 他都市における緩和措置期間の状況について①

政令市名	静岡市	京都市	札幌市	大阪市	堺市	北九州市	福岡市
実施時期	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度
期間	1年間	2年間	2年間	3年間	2年間	2年間	3年間
段階的措置	増加した所得割保険料の1/2を減額。また、減額後の保険料を前年度と比較し、50%以上増加した世帯については、増加率が50%を超えないよう、さらに減額	市民税非課税世帯の所得割保険料の3割を減額	1年目： 旧ただし書き方式の保険料が、市道民税方式で算定した保険料の1.3倍を超えている世帯について、その超える額の2/3を減額 2年目： 旧ただし書き方式の保険料が、市道民税方式で算定した保険料の1.6倍を超えている世帯について、その超える額の1/3を減額	1年目： 旧ただし書き方式で算定した保険料が、市府民税方式で算定した保険料の1.5倍を超えている世帯について、その超える額を減額 2年目： 1.5倍を超え額の1/2を減額 3年目： (1.5倍+2万円)を超え額の1/2(上限3万円)を減額	1年目： 旧ただし書き方式で算定した保険料が従前の方式で算定した保険料の1.25倍を超えている世帯について、その超える額を減額。ただし医療分のみ 2年目： 1.25倍を1.45倍にして減額	1年目： 旧ただし書き方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の2/3減額 2年目： 2/3を1/3にして減額	1年目： 方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の3/4を減額 2年目： 3/4を2/4にして減額 3年目： 2/4を1/4にして減額

(2) 他都市における緩和措置期間の状況について②

政令市名	東京都特別区	川崎市	横浜市	浜松市	名古屋市
実施時期	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度
期間	2年間	3年間及び4年目以降	2年間	3年間	当分の間
段階的措置	<p>2年間:</p> <p>(1)都区民税が非課税の者は、旧ただし書き所得を75%減額</p> <p>(2)都区民税が課税の者で、旧ただし書き所得金額が課税標準額の1.5倍を超える者</p> <p>① 課税標準額が100万円以下の場合、その超える額の50%を減額</p> <p>② 課税標準額が100万円を超える場合は、その超える額の25%を減額</p> <p>2年間同じ激変緩和措置であるが、平成24年度については税制改正(年少者扶養控除の廃止)の影響あり</p>	<p>1年目: 減額割合90%</p> <p>2年目: 減額割合60%</p> <p>3年目: 減額割合30%</p> <p>4年目以降: 減額割合10%を医療制度改革の間まで行う。</p>	<p>1年目: 減額割合70%</p> <p>2年目: 減額割合40%</p>	<p>1年目: 減額割合75%</p> <p>2年目: 減額割合50%</p> <p>3年目: 減額割合25%</p>	

(3) 経過措置期間の考え方

- ① 円滑に移行するために経過措置を段階的に実施する。
- ② 国民健康保険の保険者を都道府県に移行するという社会保障制度改革国民会議の提言や現在、国で検討しているプログラム法案を踏まえ、移行までの間、緩和措置を講ずる。
- ③ 平成29年度までに都道府県に移行とした場合の『所得』に対する減額割合
 - ・平成26年度(1年目):75%
 - ・平成27年度(2年目):50%
 - ・平成28年度(3年目):25%

3 給与世帯のシミュレーション

(1) 単身世帯(40歳)のモデル保険料

(単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	70,730	291,160	458,110	600,650	705,450	770,000
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	73,530	212,400	309,910	412,990	524,430	610,220
平成26年度	71,540 (▲ 1,990)	230,820 (18,420)	342,820 (32,910)	461,230 (48,240)	570,950 (46,520)	654,840 (44,620)
平成27年度	72,260 (▲ 1,270)	224,600 (12,200)	331,700 (21,790)	444,920 (31,930)	555,610 (31,180)	641,480 (31,260)
平成28年度	72,930 (▲ 600)	218,720 (6,320)	321,200 (11,290)	429,540 (16,550)	540,900 (16,470)	628,900 (18,680)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

(2) 2人世帯(夫婦ともに40歳)のモデル保険料

(単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	65,760	240,170	407,120	562,770	683,040	770,000
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	68,530	255,480	352,990	456,070	557,380	638,870
平成26年度	66,550 (▲ 1,980)	267,900 (12,420)	385,900 (32,910)	504,310 (48,240)	603,710 (46,330)	678,960 (40,090)
平成27年度	67,280 (▲ 1,250)	263,850 (8,370)	374,780 (21,790)	488,000 (31,930)	588,370 (30,990)	665,600 (26,730)
平成28年度	67,950 (▲ 580)	259,980 (4,500)	364,280 (11,290)	472,620 (16,550)	573,660 (16,280)	653,020 (14,150)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

(3) 3人世帯(夫婦ともに40歳・小学生1人)のモデル保険料

(単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	82,140	131,420	345,800	523,350	657,110	760,040
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	84,910	255,380	385,750	488,830	590,140	662,990
平成26年度	82,930 (▲ 1,980)	167,010 (▲ 88,370)	371,870 (▲ 13,880)	537,070 (48,240)	633,160 (43,020)	703,080 (40,090)
平成27年度	83,660 (▲ 1,250)	199,500 (▲ 55,880)	377,700 (▲ 8,050)	520,760 (31,930)	621,130 (30,990)	689,720 (26,730)
平成28年度	84,330 (▲ 580)	229,140 (▲ 26,240)	382,770 (▲ 2,980)	505,380 (16,550)	606,420 (16,280)	677,140 (14,150)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

(4) 4人世帯(夫婦ともに40歳・小学生2人)のモデル保険料

(単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	98,520	157,620	284,490	462,040	631,170	734,100
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	101,290	281,590	418,510	521,590	622,900	687,110
平成26年度	99,310 (▲ 1,980)	193,220 (▲ 88,370)	296,620 (▲ 121,890)	487,030 (▲ 34,560)	655,310 (32,410)	727,200 (40,090)
平成27年度	100,040 (▲ 1,250)	225,700 (▲ 55,890)	341,620 (▲ 76,890)	500,730 (▲ 20,860)	645,380 (22,480)	713,840 (26,730)
平成28年度	100,710 (▲ 580)	255,350 (▲ 26,240)	382,580 (▲ 35,930)	512,880 (▲ 8,710)	636,010 (13,110)	701,260 (14,150)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

4 年金世帯のシミュレーション

(1) 年金単身世帯のモデル保険料

(単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	20,900	124,420	323,440	473,690	586,160	650,000
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	20,900	106,060	227,000	315,280	405,160	496,110
平成26年度	20,900 (0)	113,010 (6,950)	248,750 (21,750)	349,240 (33,960)	451,550 (46,390)	539,640 (43,530)
平成27年度	20,900 (0)	110,710 (4,650)	241,560 (14,560)	338,000 (22,720)	436,200 (31,040)	526,100 (29,990)
平成28年度	20,900 (0)	108,500 (2,440)	234,640 (7,640)	327,210 (11,930)	421,450 (16,290)	513,340 (17,230)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。

平成25年度当初賦課時の条件により試算。

(2) 年金2人世帯のモデル保険料

(単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	30,740	81,980	285,560	435,800	563,750	650,000
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	30,740	132,260	259,760	348,040	437,920	523,120
平成26年度	30,740 (0)	96,290 (▲ 35,970)	281,510 (21,750)	382,000 (33,960)	484,310 (46,390)	563,760 (40,640)
平成27年度	30,740 (0)	109,450 (▲ 22,810)	274,320 (14,560)	370,760 (22,720)	468,960 (31,040)	550,220 (27,100)
平成28年度	30,740 (0)	121,520 (▲ 10,740)	267,400 (7,640)	359,970 (11,930)	454,210 (16,290)	537,460 (14,340)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

5 障害者・寡婦(夫)世帯のシミュレーション

(1) 世帯主(40歳:寡婦)と小学生1人(障害者)のモデル保険料 (単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	60,600	121,200	248,400	425,950	596,600	703,490
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	63,370	245,160	342,670	445,750	557,190	638,870
平成26年度	60,600 (▲ 2,770)	128,800 (▲ 116,360)	245,580 (▲ 97,090)	435,990 (▲ 9,760)	575,710 (▲ 18,520)	650,960 (▲ 12,090)
平成27年度	60,600 (▲ 2,770)	161,290 (▲ 83,870)	271,430 (▲ 71,240)	430,560 (▲ 15,190)	560,370 (▲ 3,180)	637,600 (▲ 1,270)
平成28年度	60,600 (▲ 2,770)	190,920 (▲ 54,240)	294,860 (▲ 47,810)	425,140 (▲ 20,610)	545,660 (▲ 11,530)	625,020 (▲ 13,850)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

(2) 夫婦(ともに40歳)と小学生1人(障害者)のモデル保険料

(単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	82,140	131,420	276,900	454,450	620,450	723,380
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	84,910	255,380	385,750	488,830	590,140	662,990
平成26年度	82,140 (▲ 2,770)	154,010 (▲ 101,370)	296,460 (▲ 89,290)	486,870 (▲ 1,960)	620,160 (30,020)	690,080 (27,090)
平成27年度	82,140 (▲ 2,770)	186,500 (▲ 68,880)	324,930 (▲ 60,820)	484,040 (▲ 4,790)	608,130 (17,990)	676,720 (13,730)
平成28年度	82,140 (▲ 2,770)	216,140 (▲ 39,240)	350,740 (▲ 35,010)	481,030 (▲ 7,800)	593,420 (3,280)	664,140 (1,150)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

(3) 夫婦(ともに40歳で夫が障害者)と小学生2人のモデル保険料 (単位:円)

給与収入	100万	200万	300万	400万	500万	600万
平成25年度 市県民税方式	98,520	157,620	215,590	393,140	585,500	697,440
旧ただし書き方式 (緩和措置なし)	101,290	281,590	418,510	521,590	622,900	687,110
平成26年度	98,520 (▲ 2,770)	180,220 (▲ 101,370)	247,630 (▲ 170,880)	411,620 (▲ 109,970)	605,980 (▲ 16,920)	714,200 (27,090)
平成27年度	98,520 (▲ 2,770)	212,700 (▲ 68,890)	305,660 (▲ 112,850)	447,960 (▲ 73,630)	608,740 (▲ 14,160)	700,840 (13,730)
平成28年度	98,520 (▲ 2,770)	242,350 (▲ 39,240)	358,610 (▲ 59,900)	480,860 (▲ 40,730)	610,750 (▲ 12,150)	688,260 (1,150)

※()内の額は、旧ただし書き方式保険料(緩和措置なし)との差額。
平成25年度当初賦課時の条件により試算。

6 仙台市の緩和措置まとめ

	内 容
非課税者	『所得』*からの減額=『所得』×減額割合
課税者	『所得』からの減額 =(『所得』－課税標準額*×2倍)×減額割合 * 16歳未満の控除対象者×45万円、 16歳以上19歳未満の控除対象者 ×12万円を課税標準額からさらに控除
障害者・寡婦 (夫)が居る二人 以上の世帯	市県民税の障害者・寡婦(夫)控除額の5%を所得割額保険料から減額
経過措置期間	保険者を都道府県に移行するまでの期間に経過措置を講ずる
経過措置期間 中の減額割合	平成29年度までに移行するとした場合の『所得』に対する減額割合 平成26年度(1年目):75% 平成27年度(2年目):50% 平成28年度(3年目):25%